

文京区国民健康保険条例（抜粋）

第二章 国民健康保険事業の運営に関する協議会

（委員の定数）

第二条 国民健康保険事業の運営に関する協議会（以下「協議会」という。）の委員の定数は、次の各号に定めるところによる。

- 一 被保険者を代表する委員 七人
- 二 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 七人
- 三 公益を代表する委員 七人
- 四 被用者保険等保険者を代表する委員 三人

（委任）

第三条 前条に定めるもののほか、協議会に関して必要な事項は、規則で定める。

文京区国民健康保険事業の運営に関する協議会規則（抜粋）

（目的）

第一条 この規則は、文京区国民健康保険条例（昭和三十四年十一月文京区条例第四十二号）第三条の規定に基づき、文京区国民健康保険事業の運営に関する協議会（以下「協議会」という。）に関して必要な事項を定めることを目的とする。

（所掌事項）

第二条 協議会は、区長の諮問に応じて、次の事項を審議する。

- 一 療養の給付の充実及び改善に関すること。
- 二 保険料の徴収方法に関すること。
- 三 前二号のほか、区長が国民健康保険事業の運営上重要と認める事項

（委員の委嘱及び辞任）

第三条 委員は、区長が委嘱する。

- 2 委員を辞任しようとするときは、理由を具して、区長に申し出なければならない。

（会長）

第四条 協議会に、会長一人を置き、公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙する。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、第一項の規定に準じて選挙された委員が、その職務を代理する。

（協議会の招集）

第五条 協議会は、会長が招集する。ただし、委員の三分の一以上の者から協議会の招集の請求があつたときは、会長は、協議会を招集しなければならない。

（協議会の議事）

第六条 協議会の議長は、会長があたる。

- 2 会議は、委員定数の二分の一以上が出席し、かつ、条例第二条第一号から第三号までの各号に規定する委員一人以上が出席しなければ開催することができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（除斥）

第七条 委員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹に関する事項については、その議事に加わることはできない。ただし、協議会の同意を得たときは、会議に出席し、発言することができる。

（会議録の作成保存）

第八条 議長は会議録を調製し、これを保存しなければならない。